

令和 8 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 5月臨時会付託案件 1

令和 8 年 5 月 1 5 日（金曜日）

文教福祉委員会会議録

令和8年5月15日 金曜日

午前10時15分開議

午前10時25分開議（実時間10分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第49号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○本日の会議に出席した者

委員長	山本敬晃君
副委員長	橋本徳一郎君
委員	永江恵子君
委員	野崎伸也君
委員	深田浩介君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部

国保ねんきん課長	井戸康雄君
国保ねんきん課長補佐	西村裕昭君

○記録担当書記 右田理絵君

（午前10時15分 開会）

○委員長（山本敬晃君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付

してあります付託表のとおりであります。

◎議案第49号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○委員長（山本敬晃君） それでは、事件議案の審査に入ります。

議案第49号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（井戸康雄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） 国保ねんきん課、井戸です。よろしくお願いします。

議案第49号・専決処分の報告及びその承認について、恐れ入りますが、着座して説明します。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（井戸康雄君） 議案書は39ページから44ページですが、説明は、右上に令和8年5月15日、文教福祉委員会、議案第49号、国保ねんきん課と記載しました八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により説明します。

なお、本件は、令和8年3月定例会の文教福祉委員会において、所管事務調査として報告しました本市国民健康保険税条例の改正予定についての内容と同様の条例の一部改正です。

まず、1、専決処分の理由及び改正の趣旨です。地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日に公布、4月1日施行とされたことに伴い、子ども・子育て支援納付金課税額及び課税限度額並びに軽減措置世帯に対する基礎課税額から減ずる額の制定、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、国民健康保険税の軽減判定所得額の見直しなどについて、3月31日付専決処分により、本市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

次に、2、主な改正の内容です。

まず1点目、本条例第2条第1項に令和8年4月1日から開始される子ども・子育て支援金制度に基づき、国民健康保険税として賦課、徴収する子ども・子育て支援納付金を新たに規定するものです。

次に2点目、本条例第2条第2項に規定している国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものです。

次に3点目、本条例第2条第5項に、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額3万円を新たに規定するものです。これにより、課税限度額の合計は113万円になります。改正後の課税限度額につきましては、概要資料の2ページ最後、4、参考として記載しています。

次に4点目、本条例に第9条の2から第9条の4を新設し、子ども・子育て支援納付金課税額を規定するものです。所得割率を100分の0.27、均等割額を被保険者1人につき1400円、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき50円と規定するものです。

あわせて、本条例第23条第1項に、所得の低い世帯に対する課税額から減ずる額を規定しております。

2ページをお願いします。

次に5点目、同じく第23条第1項に、国民健康保険税の軽減判定所得額を規定しており、5割軽減世帯においては30万5000円を31万円に、2割軽減世帯においては56万円を57万円に改めるものです。7割軽減世帯につきましては、変更はありません。

次に6点目、条文中の字句の整理など、所要の規定の整備を行っています。

最後に、3、施行期日です。附則第1項において施行期日を令和8年4月1日としています。また、第2項において、本改正は令和8年度以

降の年度分について適用し、令和7年度分までについては、従前の例によることとしています。

以上で、議案第49号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御承認いただきますよう、よろしくお願いします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今回、この条例の一部を改正するというので、本市における影響額ってというのは大体概算でどのくらいかっていう部分が分かりますか。お聞かせいただきたいんですが。

○国保ねんきん課長（井戸康雄君） 今回の改正は、まず軽減世帯に対する影響額と子ども・子育て支援金制度の創設によるものと2つございます。

まず、軽減の措置の割合の改正につきまして、影響分としましては、約186万円です。子ども・子育て支援納付金の新設による影響額ですが、約7000万円としております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） そういうふうに減額になるということなんですが、収入がですね。それで、国民健康保険としてそれは十分賄えるというようなことで考えてよろしいですか。さほど影響がないということで考えていいかなというところの御質問です。

○国保ねんきん課長（井戸康雄君） 国民健康保険特別会計としましては、さほど影響はないと考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） これ、加入者、特に一般世帯についての年間の保険料はどのくらい上がったりするものですか。条件がいろいろあ

と思うので、例えば、年収１８０万円の単身世帯とか、その辺の区分で分けて計算してあるものがあったら教えていただきたいんですけど。

○国保ねんきん課長補佐（西村裕昭君） 子ども・子育て支援金の影響額が、先ほど申しましたように７０００万円、これが上がる分ですね。になりますと、被保険者が大体２万６０００人ぐらいですので、単純にそれで割ると、単純に１人当たりのプラスは２７００円というところになります。

あと、先ほど言いました軽減の１８０万円については、軽減額が増えるということで、被保険者に対しては有利になるようなことでございます。

あと、もう一つ、先ほど漏れましたんですけども、限度額が６６万円から６７万円に上がってます、基礎課税のですね。その影響額が大体７００万円ぐらい。これが収入アップ、税額が増えるような感じになって、総じて大体７０００万円ぐらい税収が上がる見込みという、税収といたしますか、まあそうですね、税収が上がる見込みになってます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第４９号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了

いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午前１０時２５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和８年５月１５日

文教福祉委員会

委員長